

法人格を有する消費者団体が臨時に行う消費生活相談または情報提供受付業務への助成事業

1.対象となる者 法人格を有する消費者団体

(適格消費者団体に限らず適格認定を目指す団体及び消費生活相談業務を行っている団体も含む)

2.対象事業

各種消費者被害についての消費者からの相談または情報提供を、臨時に受け付ける業務で、以下の要件を満たすもの。

(1) 受付方法

電話、メール、ファックス、ウェブサイト書込み、SNS、面談のいずれかの方法。

(2) 受付窓口の設置時期

2019年1月から2019年6月の間に1回以上開催されること。

(3) 相談または情報提供受付の対応者

当該団体の役職員または消費者契約法における消費生活の専門家であること。

(4) 相談または情報提供の記録の作成

事案ごとに、相談・情報提供者の氏名(匿名の場合はその旨記載)、連絡先、相手方事業者の名称・所在地、事業種別、トラブルの概要、助言等の内容を記録する。

受け付けた相談・情報提供の概要(受付年月日、受付方法、相手方事業者の事業種別、トラブルの概要、助言等の内容)を一表にとりまとめる。

(5) 個人情報保護

個人情報保護法にもとづきプライバシーポリシーを定め、あらかじめ当該団体のウェブサイト及び相談・情報提供受付窓口案内の広報物等なんらかの方法において掲示すること。

3.助成対象の範囲

(1) 本事業の為に臨時電話を設置する際の設置費用(通話料は含まない)

- (2) 相談または情報提供受付の対応者について、次の人件費の助成
10万円を上限とし、発生した人件費が10万円未満の場合は、その実額。

4. 助成審査について

適格消費者団体に限らず、適格認定を目指す団体やその他の消費者団体からも広く申請が行われる可能性があることから、下記の基準で助成を行うか否かについて審査します。

- ・消費者庁から平成30年度消費者被害の実態調査業務の委託を受けている団体は助成対象としません。
- ・今回の助成事業で「差止請求関係業務への助成」対象となった団体は本助成の対象としません。
- ・多くの団体から申請が行われ、その申請額の合計が助成総額を超えた場合、各申請団体の前期末の正味財産額を比較し、その小さい団体を優先して助成を決定します。

5. 助成申請の書類

対象事業の計画書（目的、実施期間、助成対象となる費用の支出計画）

6. 事業終了時の提出物

助成対象となる費用の支払いを証するもの

上記2(4)の表

上記2(5)の掲示の写し

受付けた情報の中から、特徴的な事案、注意喚起の為に広く知らせたい事案等についての記事（個人名、事業者名は除く） A4 1枚程度

以上